

# 川島町いじめの防止等のための 基本的な方針(案)

平成26年 月  
川 島 町

## 目 次

1	はじめに	1
2	いじめに対する基本的な認識	2
	(1) いじめの定義	2
	(2) いじめの態様	3
	(3) いじめの理解	3
	(4) いじめの防止等に関する基本的な考え方	4
3	いじめの防止等のための対策	6
	(1) 町が実施する対策	6
	(2) 学校が実施する対策	8
4	家庭・地域等の役割	12
	(1) 保護者の役割	12
	(2) 児童生徒の役割	12
	(3) 町民等の役割	13
5	重大事態への対処	14
	(1) 重大事態の意味	14
	(2) 報告	15
	(3) 調査の実施	15
	(4) 調査結果の提供及び報告	18
	(5) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置	19
6	その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項	21

## 1 はじめに

子供は、将来のまちづくりを担う町の大切な宝であり、子供が健やかに成長することは町民すべての願いである。このことは、川島町民憲章（昭和59年11月3日制定）の中にも「かわじまの宝だ 伸ばせ子供たち」とうたわれている。

昨今、大きな社会問題になっているいじめは、子供の健やかな成長を妨げるばかりか、その後の子供の生き方にも深刻な影響を与える。子供の権利を侵害するこのようないじめを防止し、子供が明るい将来を築ける環境を実現することは、社会全体で取り組む重要課題である。

そこで、国において、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が成立したこの機を捉え、児童生徒の命を守りきるとの決意の下、いじめを許さない風土と文化を社会全体で作りあげ、児童生徒の命を輝かせ健やかに成長することができるいじめのないまちの実現をめざし、「川島町いじめ防止対策推進条例」（以下「条例」という。）を制定したところである。

この「川島町いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）は、これまでの取組をさらに実効的なものとし、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、川島町（以下「町」という。）、川島町教育委員会（以下「教育委員会」という。）、町立小・中学校（以下「学校」という。）、家庭、地域住民その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、法第12条並びに条例第9条の規定に基づき、町及び町教育委員会が、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

### 法第12条

地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

### 条例第9条

町は、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を川島町いじめの防止等のための基本的な方針（以下「基本方針」という。）として定めるものとする。

## 2 いじめに対する基本的な認識

### (1) いじめの定義

#### 法第2条 条例第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず同じ学校・学級や部活動の児童等、塾やスポーツクラブ等当該児童等が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童等との何らかの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。また、いじめの認知は、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子のきめ細かな観察や、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の様態等を客観的に確認しなければならない。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

また、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要となる。

さらに、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要もある。

## (2) いじめの態様

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては教育的な配慮や被害者等の意向への配慮をしつつも、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した適切な対応を取ることが重要である。

## (3) いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わり被害も加害も経験することが往々にしてある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所による調査（平成25年7月「いじめ追跡調査2010-2012」）によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注

意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成され、それが風土として定着することを目指すことが必要である。

#### (4) いじめの防止等に関する基本的な考え方

##### ① いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心して、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について町民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

##### ② いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。

このため、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかという疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教

育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

### ③ いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応をすることが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

### ④ 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

### ⑤ 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、警察、児童相談所や医療機関等の関係機関との適切な連携が必要であり、そのため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や教育委員会が、関係機関による取組と連携することも重要である。



### 3 いじめの防止等のための対策

#### (1) 町が実施する対策

##### ① 川島町いじめ問題対策連絡協議会の設置

###### 法第14条第1項

地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

###### 条例第11条

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、川島町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、川島町いじめ問題対策連絡協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く。

町は、法第14条に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例第11条の規定により、川島町いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

協議会は、学校、教育委員会、川越児童相談所、さいたま地方法務局、埼玉県警察その他の関係者により構成する。

会議内容は以下のとおりである。

- ア 町又は学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策の推進に関する事項
- イ いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項
- ウ その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

##### ② 川島町いじめ問題対策委員会の設置

###### 法第14条第3項

前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

###### 条例第12条

基本方針に基づく町におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、川島町いじめ問題対策委員会（以下この条において「対策委員会」という。）を置く。

教育委員会は、法第14条第3項に基づき、協議会との円滑な連携の下に、いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、教育委員会に附属機



関として、条例第12条の規定により、川島町いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

対策委員会には、公平性・中立性を確保するため、専門的な知識及び経験を有する第三者として、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の参加を図る。

### ③ 町が実施する施策

#### ア 学校の支援

- ・スクールカウンセラーの学校訪問、スクーリング・サポートセンター相談員の小学校訪問及びさわやか相談員の両中学校への配置を行う。
- ・いじめの防止等に係る研修会を実施し、教職員の資質能力の向上を図る。
- ・教育総務課指導主事が生徒指導等に係る学校訪問を実施し、いじめ防止等に係る学校の取組に対して継続的に指導・助言する。
- ・いじめの未然防止のために、国の「私たちの道徳」及び県の「彩の国の道徳」の活用による道徳教育の充実、並びに県の「彩の国 生徒指導ハンドブック『New I's』」などの活用について、指導・助言する。

#### イ 教育相談活動の充実

- ・教育総務課やスクーリング・サポートセンターにおける電話・面接による教育相談体制の充実を図る。
- ・教育相談窓口の周知・啓発を図るための広報活動を行う。
- ・適応指導教室（しらさぎ教室）の充実を図る。

#### ウ 学校・地域・家庭及び関係団体との連携の充実

- ・東松山地区学校警察連絡協議会において、広く学校と警察の連携を図る。
- ・学校の全保護者対象の「学校生活に関するアンケート」を実施し、いじめ問題に係る保護者の意識高揚を図る。
- ・地域や家庭に対し、いじめ防止等の啓発を図る。
- ・学校応援団や防犯にかかわる地域の方々などによる学校とのいじめ情報に関する連携を図る。
- ・地域における行事及び活動並びに団体におけるスポーツ・文化活動等を通じて、児童生徒が人との関わり方を学べる機会をつくる。

#### エ 教育と福祉部門の連携の推進

- ・障害のある児童生徒に対するいじめ等の未然防止のために、教育委員会、子育て支援課、健康福祉課、社会福祉協議会等が積極的に連携を図る。
- ・問題を抱える児童生徒の生活環境等の課題解決のため、教育総務課、子育て支援課、健康福祉課、総務課、児童相談所等の連携を図る。
- ・主任児童委員、民生委員・児童委員による家庭への支援を進める。

#### オ いじめを許さない機運の醸成

- ・「いじめ防止標語」や「いじめ撲滅宣言」を実施し、啓発する。
- ・県及び法務局等の「人権作文」の取組を推進する。
- ・毎年11月を「川島町いじめ撲滅強調月間」とし、児童生徒をいじめから守り、学校、家庭、地域及び関係機関と連携して、いじめの防止等の取組を推進する。

## (2) 学校が実施する対策

### ① 学校いじめ防止基本方針の策定

#### 法第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

#### 条例第10条

学校は、法第13条の規定に基づき、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）として定めるものとする。

学校は、法第13条及び条例第10条の規定に基づき、国や県、町のいじめ防止基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として各学校の実情に応じ、いじめの防止等のための具体的な実施計画や実施体制を定める。

定める際の留意点は、以下のとおりである。

ア 策定に当たっては、自校の課題を洗い出し、教職員や学校関係者の認識の共有を図る。

イ 「いじめの防止」、「早期発見」、「いじめに対する措置」に関する具体的

- な手立てや年間の計画を組織的、計画的に実行できるよう盛り込む。
- ウ 児童生徒や家庭・地域も巻き込みながらの策定や説明に努める。
- エ 法第22条に基づく組織を、学校基本方針に定めた取組等を実行する中核の組織として位置付ける。
- オ 未然防止の取組には、学校の全教育活動に関わることを意識し、全教職員の児童生徒の様子や変化等を見抜く力を高めるための方策を盛り込む。
- カ 未然防止の観点からも、いじめに関するアンケート調査を年間複数回実施する。
- キ 年間の取組をPDCAサイクルにより検証し、基本方針を見直すことができるようにする。
- ク 11月を川島町におけるいじめ撲滅強調月間とすることから、児童生徒を主体とした取組を11月に実施する。
- ケ 重大事態への対処については、基本方針を参考に迅速な対応ができるようにする（重大事態が発生した場合のシミュレーションを全教職員で行っておく）。
- コ 学校基本方針により、個々の教職員がそれぞれの教育活動の中でいつ、何をどのようにすべきかが分かり、保護者や地域がどのような協力をし、学校として児童生徒をどのように育てようとしているかが分かるようにする。

## ② 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

### 法第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校は、法第22条に基づき、いじめの防止、早期発見及び対処等に関する措置を実効的に行うため、各学校において組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置く。

この組織は学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものである。

この組織の構成員には、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭等の中から学校の実情により充てる。個々の事案により、学級担任や部活動の顧問が参加可能とするなど柔軟な組織とする。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資するよう工夫する。

当該組織の具体的な役割は、以下のとおりである。

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

学校においては、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するため、「生徒指導部会」等の名称の組織を置いているが、こうした既存の組織を活用して、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」としてもよい。また、組織の名称は各学校の判断によるものとする。

### ③ 学校におけるいじめの防止等に関する措置

#### ア いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとられることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

また、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめ

を助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

#### イ 早期発見

いじめは大人の目のつきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

#### ウ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

## 4 家庭・地域等の役割

### (1) 保護者の役割

#### 条例第6条関係

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等はいじめから保護するものとする。

3 保護者は、町及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

保護者は、児童生徒の養育に第一義的な責任を有することを認識するとともに、どの児童生徒もいじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、日頃からいじめに加担しないよう指導に努め、また、児童生徒のいじめ被害など悩みがあった場合は隠さず、周囲の大人に相談するよう働きかけておくことが大切である。

また、児童生徒の言動、表情、態度の変化に注意を払い、いじめを発見したり、いじめの可能性が疑われたりするときは、速やかに学校や教育委員会、関係機関に相談・通報することも大切である。

さらに、いじめ防止にかかる学校の取組を理解するとともに、地域の人々など児童生徒を見守っている大人との情報交換に努め、保護者の立場からいじめ防止をめざし協働して取り組むことが求められる。

### (2) 児童生徒の役割

#### 条例第7条関係

児童等は、いじめを行ってはならない。

2 児童等は、互いの人格を尊重し、いじめの防止等に関する取組について主体的に考え、積極的にその活動に努めるものとする。

3 児童等は、自らがいじめを受けた場合又は他の児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、家族、学校、町又は関係機関等に相談するよう努めるものとする。

児童生徒は、自らの目標に向かって何事にも全力で取り組むとともに、他者を思いやり、自らも主体的にいじめのない風土づくりに取り組むことが大切である。

また、自らがいじめを受けた場合は、できるだけ早い段階で家族等に相談をし、

また、いじめを見聞きしたときは、加害者や被害者への声かけや家族等への積極的な相談をするよう努めなければならない。

### (3) 町民等の役割

#### 条例第8条関係

町民等は、地域において、児童等の見守りその他児童等が心身ともに健全に過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 町民等は、町及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

町民等は、児童生徒が地域行事や活動に主体性をもって参加できる機会を提供するとともに、児童生徒が安心・安全に活動できる環境を整えることに努めなければならない。

また、児童生徒の成長や生活に関心を払い、いじめの兆候等が疑われる場合、関係する保護者、学校、関係機関に積極的にその情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努めなければならない。



## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

#### 法第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
  - 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

#### 条例第12条第4項

対策委員会は、学校において法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査（以下「法第28条調査」という。）を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったというという申立てがあつ

たときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

## (2) 報告

学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、町長及び県教育委員会へ、事態発生について報告する。

## (3) 調査の実施

### ① 調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告し、学校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査をする。

学校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

### ② 調査を行うための組織

教育委員会又は学校は、その事案が重大であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかにその下に組織を設けるものとする。

教育委員会が調査主体となる場合は、法第14条第3項の「教育委員会に設置される附属機関」である対策委員会を、調査を行うための組織とする。

学校が調査主体となる場合は、法第22条の「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法で、調査を行うための組織とする。

### ③ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態となったいじめ行為が、  
・いつ（いつ頃から） ・誰から行われ ・どのような態様であったか

- ・いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ・学校や教職員がどのように対応したか

などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態の対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

#### ア いじめられている児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられている児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行うことが考えられる。

この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることが最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害することのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、その状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

#### イ いじめられている児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられている児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

#### ウ 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至っ

た経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意の上、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- ・背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ・詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- ・調査を行う組織については、対策委員会とする。
- ・背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報のみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ・客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ・学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、教育委員会の適切な対応が求められる。
- ・情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫

した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性のあることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

#### エ その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

### (4) 調査結果の提供及び報告

#### ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

法第28条第2項に基づき、教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明する。これらの情報提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

#### ② 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会は町長及び県教育委員会に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて町長及び県教育委員会に送付する。



## (5) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

### ① 再調査

#### 法第30条第2項

前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

#### 条例第13条第1項

町長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、法第30条第2項の規定に基づき、町長の附属機関として、川島町いじめ問題調査委員会（以下この条において「調査委員会」という。）を置く。

上記（4）②の調査結果の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

再調査についても、教育委員会又は学校による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進ちよく状況等及び調査結果を説明する。

### ② 川島町いじめ問題調査委員会の設置

再調査を実施する機関については、条例第13条第1項の定めるところにより、「川島町いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）」を設置する。調査委員会を設置したときは、町長は、これを川島町議会（以下「議会」という。）に報告する。

調査委員会は、町長が専門的な知識を有する第三者を任命するが、委員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別な利害関係を有しないものの参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努めるものとする。

### ③ 再調査の結果を踏まえた措置等

町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、

当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

「必要な措置」としては、教育委員会においては、例えば、指導主事等の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等、多様な方策が考えられる。町長部局においても、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置が考えられる。

再調査を行ったとき、町長はその結果を議会に報告しなければならない。報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、適切に設定することとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。



## 6 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

教育委員会は、法の施行状況等を勘案して、町の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

教育委員会は、いじめの防止等に向けた取組について検証し、その結果を町長に報告し、公表する。

教育委員会は、学校における学校基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表する。

学校は、いじめの防止等に向けた取組について検証し、その結果を教育委員会に報告し、保護者・地域に公表する。



川島町マスコットキャラクター  
かわみん　かわべえ

川島の教育 ひびきの教育